

平成22年(行コ)第175号裁決取消請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成22年(行ウ)第136号)

判 決

横浜市栄区庄戸3丁目25番7号

控 訴 人 比 留 間 哲 生

横浜市栄区桂台西2丁目16番25号

控 訴 人 長 谷 川 誠 二

横浜市栄区公田町774-5-28-4

控 訴 人 柴 田 哲 夫

横浜市栄区庄戸3丁目13番23号

控 訴 人 永 田 親 義

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 控 訴 人 国
同代表者法務大臣 千 葉 景 子

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人らの求めに応じて関東地方整備局事業評価監視委員会による一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(金沢-戸塚)(通称横浜環状南線)の事業継続の決定を取り消し、改めて厳正公正な審議をせよ。

- 2 本件は、控訴人らが、関東地方整備局事業評価監視委員会が十分な審議をしないまま一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(金沢-戸塚)(通称横浜環状南線)の事業(以下「本件事業」という。)を継続する旨の決定(以下「本件決

定」という。)をしたことなどを理由に、①行政事件訴訟法3条2項に規定する処分の取消しの訴えとして、同委員会が平成21年11月24日にした本件決定の取消しを求める(以下、この訴えを「①の訴え」という。)とともに、②同条6項に規定する義務付けの訴えとして、同委員会に対する本件事業の継続の可否についての厳正公正な再審議の義務付けを求める(以下、この訴えを「②の訴え」という。)事案であるところ、原審は、本件訴えはいずれも不適法であり、その不備を補正することができないとして、口頭弁論を経ないで同訴えをいずれも却下したので、控訴人らが、これを不服として、控訴したものである。

3 当裁判所も、控訴人らの本件訴えはいずれも不適法で、その不備を補正することができないものと判断する。その理由は、次のとおり訂正、付加するほか、原判決の「事実及び理由」2及び3記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決2頁22行目から3頁10行目までを次のとおり改める。

「 関東地方整備局事業評価監視委員会は、関東地方整備局が所管する事業である本件事業等の再評価の実施主体の長である関東地方整備局長が、その再評価の実施に当たり学識経験者等の第三者の意見を求める諮問機関として設置したものであり、控訴人らが主張する本件決定は、本件事業の再評価に対して同委員会が意見を表明したものにすぎず、これによって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものといえないことが明らかであるといわざるを得ない。この点については、控訴人らも、同委員会が法的権限を有しないことを自認している。」

(2) 控訴人らは、原審が口頭弁論を経ないで本件訴えを却下したのは憲法32条に違反すると主張するが、「訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。」(民事訴訟法140条)とされているのであり、原審がこれに基づき却下判決をしたことが、憲法32条が保障する裁判を受ける権利を侵害するものでないことが明らかであるから、控訴人らの上記主張は理由がない。

なお、原審が、関東地方整備局事業評価監視委員会を処分行政庁と表示したのは、控訴人らの主張、請求の構成に基づいて記載したものにすぎず、同記載が論理的に矛盾するとの控訴人らの主張は当たらない。

4 したがって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。

よって、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法297条、140条、302条により、口頭弁論を経ないで本件控訴をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 大 谷 禎 男

裁判官 杉 山 正 己

裁判官 相 澤 哲